

# お知らせ

## 国民年金保険料の納付などの案内を民間委託しています

日本年金機構では、国民年金保険料が納め忘れの方などに電話・手紙・戸別訪問などによる案内や保険料の免除申請手続きのご案内などの収納業務を、民間委託（市場化テスト）で実施しています。

委託事業者には、納付督促に必要となる国民年金保険料の未納者情報を提供しておりますが、「個人情報保護の保護に関する法律」などで、厳格な安全管理措置を講じています。

また、民間事業者が保険料を預かる際は、日本年金機構が発行した証明書を提示し、保険料の納付書をお持ちの場合に限り、預かることが可能となります。

納付書をお持ちでない方から、保険料を預かることはありませんのでご注意ください。

◆事業者名 (株)アイヴィジット

☎ 0120 (927) 866

問 千葉年金事務所

☎ 043 (242) 6328

日本年金機構

HP <http://www.nenkin.go.jp/>

## 固定資産の現況把握にご協力ください

家屋の新増築・取り壊し、または地目変更の登記を行わず土地の使い方を変更した場合、課税課まで届出をお願いします。

固定資産税は、毎年1月1日（賦課期日）に土地・家屋及び償却資産を所有している方に納めていただく税金です。把握漏れによる課税誤りを防ぐため、固定資産に変更が生じた場合は、届出をお願いします。特に登記していない家屋を取り壊した方、滅失登記が済んでいない方は、必ず課税課資産係に「家屋取壊届」を提出してください。家屋取壊届は、資産税係窓口でお申し付けください。

問 課税課資産係

☎ (80) 1282

## 税務署からのお知らせ

相続または贈与等にかかる生命（損害）保険契約等に基づく年金の税務上の取扱いの変更

相続、贈与等により取得した生命保険契約や損害保険契約等に係る年金の所得税の取扱いを改めることとしました。

この取扱いの変更により、所得税の還付を受けることができる場合があります。詳しくは、国税庁ホームページ【[www.nta.go.jp](http://www.nta.go.jp)】をご覧ください。最寄りの税務署にお問い合わせください。

問 東金税務署 ☎ (52) 3121

自動音声の案内に従い、「0」を選択してください。

## 日本脳炎の定期予防接種

予防接種法に基づく現行の定期予防接種スケジュールは次のとおりです。

### 第1期（3回）

初回接種（2回）

生後6か月以上90か月未満

（標準的な接種年齢 3歳）

追加接種（1回）

初回接種後おおむね1年後

（標準的な接種年齢 4歳）

### 第2期（1回）

9歳以上13歳未満

（標準的な接種年齢 9歳）

現在使用されている乾燥細胞培養日本脳炎ワクチンは、平成21年6月2日から第1期の定期予防接種に使用可能なワクチンとなりました。

また、平成22年8月27日の省令

改正により、積極的勧奨の差し控えにより第1期の3回が完了していないお子さんについては、残りの回数を第1期または第2期の年齢で定期接種として受けることが可能になりました。

市では次のとおり予防接種を行います。

3歳（積極的に接種しましょう）	松尾IT保健福祉センター（健康支援課窓口）に母子健康手帳持参のうえ、申請してください。
4歳～7歳6か月未満	学校及び保健センターでの集団接種を予定しています。後日、学校を通じてお知らせします。
小学校5・6年生	健康支援課母子保健係にお問合せください。
中学1年生（H23.3.31までの期間で13歳未満のお子さん）	

問 健康支援課母子保健係

☎ 0479 (80) 8384